

アンの秩父別

料理物語

インバウンド事業担当のアンさんが、地域おこし協力隊の森さんと協力して町内の飲食店取材し、お客さんが普段見られない厨房の中を物語風にまとめてくれました。

記事は町フェイスブックにも掲載しています。広報には載りきらない写真もたくさん掲載していますので、町HP等からご覧ください。

第二話「ホカホカパスタ」

今から十三年前。日本列島の北にある秩父別町に昇一さんという五十歳の男性がいた。彼は若い頃から料理を作るのが好きで、料理人になることが夢だった。

そしてある日、国道二三号線沿いにおしゃれなウッドハウスがポツンと建った。何だろう…。家らしいが、覗いてみるとパスタがメインの洋食屋さんだ。名前はキッチンハウス小島という。それは昇一さんのお店だ。

秩父別町民は昇一さんの新しくオープンしたお店の

ことを聞くや否や、足を運んでくれた。

昇一さんの味付けにハマってロコミまでしてくれた。常連客もどんどんどん増えてきた。キッチン



ハウス小島の仕事は毎日忙しかったが、昇一さんはアルバイトを雇おうと思っていなかった。彼のことを支えてくれる奥さんの存在があったからだ。

奥さんはサラダや飲み物の用意と接客を、昇一さんは調理を担当した。

お店の看板には昇一さんの手書きで「小島」と書いてあるが、お客さんに「小島」などよく勘違いされていた。

それでもオーナーの昇一さんは怒ることなく、「あの看板は世界で一つのデザイン。本当に気に入っている。だから、名前の勘違いは気にならない。むしろ、



料理を美味しく食べて、満足して帰ってくればそれでいい。」

そんな前向きな彼の夢の始まりは意外だった。九歳の時、ボーイスカウトのキャンプに参加し、そこで初めて人に料理を作る機会があったのだ。

きっかけはキャンプの最終日だった。余った食材をすべて使わなければならなかった。色々な食材で作った料理は美味しく、料理の自由さを感じた。食べ物も料理の工夫次第で美味しくなるということを知り、面白いと思ったため、料理の世界に飛び込んだ。



第二話「ホカホカパスタ」おわり

お店を開いた頃はメニューが少なく、ほとんどパスタだった。来店客の食べたものも作ってあげた。それがどんどんお店のメニューになり、おつまみのメニューもだんだん増えてきた。「作り置きはしないというこだわり、ただ一つだけ。」と昇一さん。

開店してからあつという間に十三年が経ち、世の中は色々変わった。ただ、変わっていないものもある。それは今でも小さなウッドハウスの中の厨房で料理が大好きな昇一さんが心を込めてホカホカパスタを作っていることだ。

ちっくべつ地域おこし協力隊 活動日記 vol.1

こんにちは。地域おこし協力隊の森瑞稀です。今月から、わたしの活動の一部が広報に載ります。地域おこし協力隊ってどんな活動をしているんだろう…と思っている方へ、少しでもわたしの活動が伝わればいいなと思っています。

1月から3月の間、飲食店の方をはじめ、たくさんの方の支えをいただきながら英語のメニューを作りました。各飲食店の雰囲気を出すために、字体やデザインも工夫しました。メニューはラミネート加工をし、飲食店に配付するだけでなく、秩父別町ホームページにも載せています。

たくさんの方と共に作ったメニューをぜひ見てみてくださいね！



地域おこし協力隊
Facebook
Instagram
はコチラから



ごみの野外焼却（野焼き）は絶対にやめましょう！

地面に掘った穴やドラム缶、法令で定められた構造基準等を満たしていない焼却炉でごみを焼却している方がいます。このような野焼きは、環境に悪い有害物質ダイオキシンが発生するとともに、煙・すす・悪臭などで近所の人に迷惑をかけます。また、飛び火による火災など思わぬ災害を及ぼすおそれがありますので、絶対にやめましょう。

◆ごみの野外焼却（野焼き）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法第16条の2）で禁止されています。

◆違反して廃棄物を焼却した者は、罰則があります。
「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方」の対象になります。



－政令で定める例外（廃棄物施行令第14条）－

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却（凍霜害防止のために行う廃タイヤによるくん煙は、生活環境に著しい支障を生じるためできません）
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：どんと焼き）
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（廃ビニルの焼却は生活環境に著しい支障を生じるのでできません）
- ・たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（書類等の焼却はこれに該当しません）

「例外的に認められている焼却行為であっても、生活環境上支障があり、苦情等がある場合は指導の対象となります。」